

第2次桜川市男女共同参画推進プラン  
後期実施計画  
(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月

桜川市

# 目次

1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の性格・位置付け.....	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の基本理念.....	4
5 計画の基本目標.....	5
6 男女共同参画を取りまく現状.....	6
7 前期の実施計画の評価.....	9
(1) 前期実施計画の進捗状況.....	9
8 計画の進行管理指標.....	10
9 施策の体系.....	11
10 施策の方向と具体的事業.....	12
●基本目標1 <b>男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備</b> .....	12
主要課題1 男女共同参画の理解の促進.....	15
主要課題2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶.....	17
主要課題3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大.....	19
施策の方向1 女性の政治や行政への参画意識の向上促進.....	19
●基本目標2 <b>あらゆる分野への女性活躍の推進</b> .....	20
主要課題1 男性中心型労働慣行等の変革と女性活躍の推進.....	22
主要課題2 雇用の場における男女平等の確保.....	23
主要課題3 職場生活と家庭生活の両立支援.....	24
主要課題4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進.....	25
主要課題5 多様な働き方への支援.....	26
●基本目標3 <b>健康で安全・安心な暮らしの実現</b> .....	28
主要課題1 生涯を通じた女性の健康支援.....	30
主要課題2 子どもが健やかに育つ環境整備.....	31
主要課題3 貧困、高齢者、障がい者に対する自立支援.....	32
主要課題4 男女共同参画の視点にたった防災・復興体制の確立.....	35

資料.....	36
1. 後期実施計画策定スケジュールについて.....	37
2. 桜川市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱.....	38
3. 桜川市男女共同参画プラン策定委員会委員公募実施要領.....	40
4. 男女共同参画プラン策定委員名簿.....	42
5. 桜川市男女共同参画庁内推進会議設置要綱.....	43
6. 男女共同参画ワーキングチーム名簿.....	46

# 1 計画策定の趣旨

- ◇ あなたは、**男**らしさ・**女**らしさという固定観念にとらわれていませんか。
- ◇ 家事や育児、介護などに、家族が協力していますか。
- ◇ 地域で、意識的に、または無意識で、男性と女性の役割を分けていませんか。
- ◇ 職場は、性別と関係なく、誰もが能力を発揮できる環境にありますか。

平成31年に「第2次桜川市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会づくりに取り組んで5年が経過しました。しかし、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」という意識は現在も根強く残っており、一人ひとりの生き方や生活の選択の幅を狭める要因ともなっています。

女性も男性も、家庭や地域、社会の中でいきいきと輝くことが期待されています。その実現のために、「第2次桜川市男女共同参画推進プラン後期実施計画」を策定します。

男女共同参画社会とは：

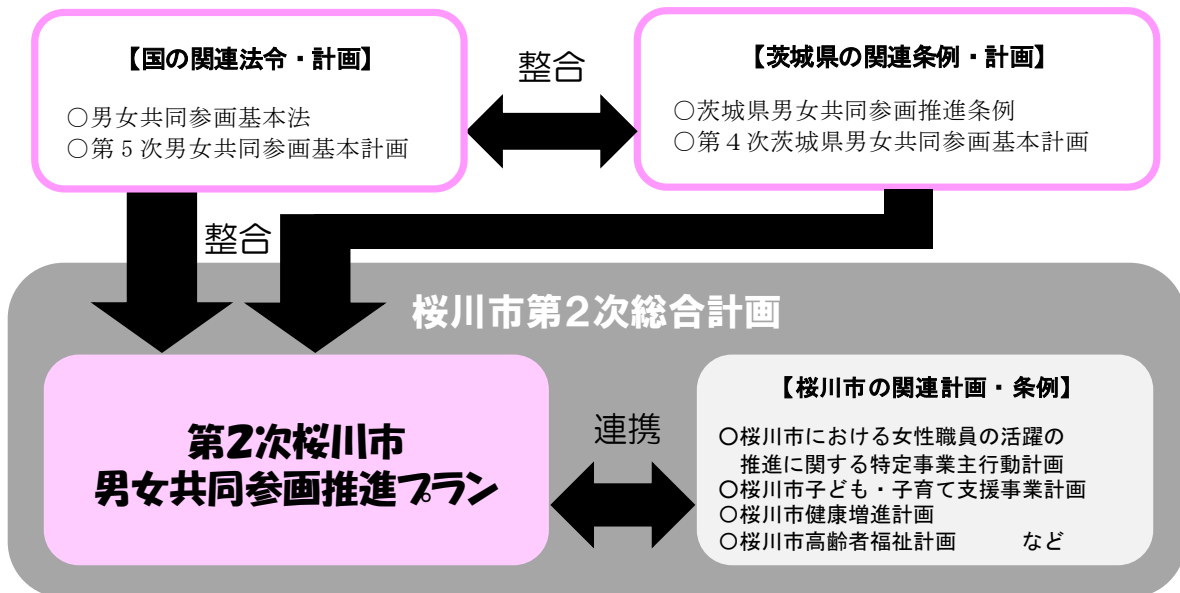
男女がお互いを尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会

- 男女共同参画社会基本法 -

## 2 計画の性格・位置付け

この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく『市町村男女共同参画計画』です。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく『市町村推進計画』及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく『市町村基本計画』を含んでいます。

国や茨城県の計画・条例、「桜川市第2次総合計画」や市の関連計画との関係は以下のとおりです。



## 3 計画の期間

この計画の期間は、2024年度から2028年度までの5年間です。



## 4 計画の基本理念

人々の価値観やライフスタイルが多様化し、女性の労働意欲は増々高まる傾向にあります。急激な少子高齢化や人口減少が進む中、そうした意欲に応え、社会において女性の能力が十分に発揮できる環境を整備することが求められており、そのためには、市民、事業者、行政が一体となって、あらゆる分野で男女がともに協力し責任を分かち合う男女共同参画社会づくりを、更に進めることが必要です。

本計画では、基本理念を以下のとおり定め、「男女共同参画」に関する施策を総合的に推進することとしました。

**「お互いを認めて築く共同参画社会 桜川」**

～ 一人ひとりが輝くまちづくりをめざして ～



## 5 計画の基本目標

計画の基本理念のもとで、3つの基本目標を以下のとおり設定します。

- 性別にかかわらず、個性や能力が十分に発揮できる社会づくりのための環境を整備します。
- 女性の活躍を妨げるものを無くすため、人権尊重を推進し、男女間の暴力根絶を目指します。



- 育児離職、介護離職をなくし、女性の生活と仕事の両立を支援します。
- 自治、防災、保安、環境など、多くの分野での女性の活躍が可能となるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方を広く地域社会に広めます。

- いきいきとした暮らしの前提となる健康づくりを、男女の特性に応じて推進します。
- 高齢者、障がい者、ひとり親世帯など、生活上の困難に陥りやすい人への支援を充実します。
- 災害への備えと復興に、女性や災害弱者の視点の導入拡大を図ります。

## 6 男女共同参画を取りまく現状

### ◆国の動き◆

#### ①「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、各政党は男女の候補者の数ができる限り均等となるよう目標を定めるなど、政治分野において男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として、平成 30 年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

令和 3 年 6 月に行われた法改正では、政党その他の政治団体が候補者の選定方法の改善や人材育成等に自主的に地理組むこと、また、衆議院、参議院及び地方議会並びに関係行政機関が、適切な役割分担の下で、政治分野における男女共同参画の推進に資する啓発活動や環境整備等に積極的に取り組むこととされました。

#### ②「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正

令和元年（2019）年 6 月に「女性活躍推進法」が改正され、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主における女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度（プラチナえるぼし）が創設され、さらに、令和 4 年（2022）4 月 1 日から一般事業主行動計画の策定及び女性活躍に関する情報公開の義務の対象が常時雇用する労働者が 101 人以上の事業主に拡大されることとなりました。

#### ③「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正

令和元年（2019）6 月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が改正され、事業主が職場におけるパワー・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を行うことを義務付けるとともに、労働者が事業主にセクシャル・ハラスメント等を相談したことを理由とする不利益取扱いを禁止することなどとされました。



#### ④「児童福祉法」等の改正

令和元年（2019）6月に「児童福祉法」等が改正され、DV防止対策と児童虐待防止対策の連携強化のため、婦人相談所及び配偶暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努め、児童相談所は、DV被害者の保護のために配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めることとされました。

#### ⑤「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」の改正

令和元年（2019）12月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」が改正され、育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や、介護休暇を時間単位で取得することができる事となりました。

#### ⑥「少子化社会対策大綱」の策定

令和2年（2020）5月に総合的かつ長期的な少子化に対処するための指針として「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、子育て世代への対応として、令和7年（2025）までに男性の育児休業取得率を30%にすることなどの数値目標が掲げられ、配偶者の出産直後に休業を取得しやすくなる仕組みの検討を行うことなどが示されました。

#### ⑦「災害対応を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の策定

令和2年（2020）5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定され、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項が示されました。

#### ⑧「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2年（2020）6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、令和2年度から3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法のあり方の検討、被害者支援の充実、加害者対策の推進、教育・啓発の強化に取り組むこととされました。

### ⑨「第5次男女共同参画基本計画」の策定

令和2年、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」などの11項目を重点分野とする、「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

## 7 前期の実施計画の評価

### (1) 前期実施計画の進捗状況

それぞれの項目において、毎年度ごとに進捗状況調査を行い各担当課による施策の実施状況及び事業の評価を行ってきました。

令和4年度の実績及び評価においては、新型コロナウイルスの影響で実施できなかった施策もあり、結果として事業取組数66項目のうち、A評価が1項目（1.5%）、B評価が52項目（78.8%）、C評価が14項目（21.2%）となりました。

#### 【令和4年度施策評価結果】

基本目標	具体的取組数	担当部署数	令和4年度実施事業評価		
			A 向上	B 概ね順調	C 低下
男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備	19	22	0	14	6
あらゆる分野への女性活躍の推進	22	23	0	16	6
健康で安全・安心な暮らしの実現	25	28	1	22	2
合 計	66	73	1	52	14
			1.5%	78.8%	21.2%

## 8 計画の進行管理指標

本計画の進行管理は、以下の各項を指標として行います。

No.	項 目	住民意識調査結果	
		平成29年度	令和5年度
1	家庭での意思決定において男女が平等となっていると思う割合	32.1%	37%
2	慣習、しきたりにおいて男女が平等となっていると思う割合	11.5%	12%
3	「男は仕事、女は家庭（家事）」という考え方に「同感しない」「どちらかといえば同感しない」人の割合	63.5%	67%
4	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のいずれも大切にすることを回答した人の希望と現実の差の割合	20.5%	20%
5	嫌がらせを受けたとき、誰（どこ）にも相談しなかった人の割合	35.9%	18%
6	男女共同参画社会を「よく知っている」「大体知っている」人の割合	53.0%	46%
7	桜川市男女共同参画推進プランを「よく知っている」「大体知っている」人の割合	18.7%	11%

《令和5年度男女共同参画社会に関する住民意識調査》

【調査概要】

- ①調査期間：令和5年6月5日（月）～6月30日（金）
- ②調査対象者：市内在住の18歳以上から無作為抽出1,000人
- ③回収結果：回収数 251件 回収率 25.1%

## 9 施策の体系

### 基本目標

### 主要課題

1.男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

- 1 男女共同参画の理解の促進
- 2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
- 3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

2.あらゆる分野への女性活躍の推進

- 1 男性中心型労働慣行等の変革と女性活躍の推進
- 2 雇用の場における男女平等の確保
- 3 職場生活と家庭生活の両立支援
- 4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進
- 5 多様な働き方への支援

3.健康で安全・安心な暮らしの実現

- 1 生涯を通じた女性の健康支援
- 2 子どもが健やかに育つ環境整備
- 3 貧困・高齢者・障がい者に対する自立支援
- 4 男女共同参画の視点にたった防災・復興体制の確立

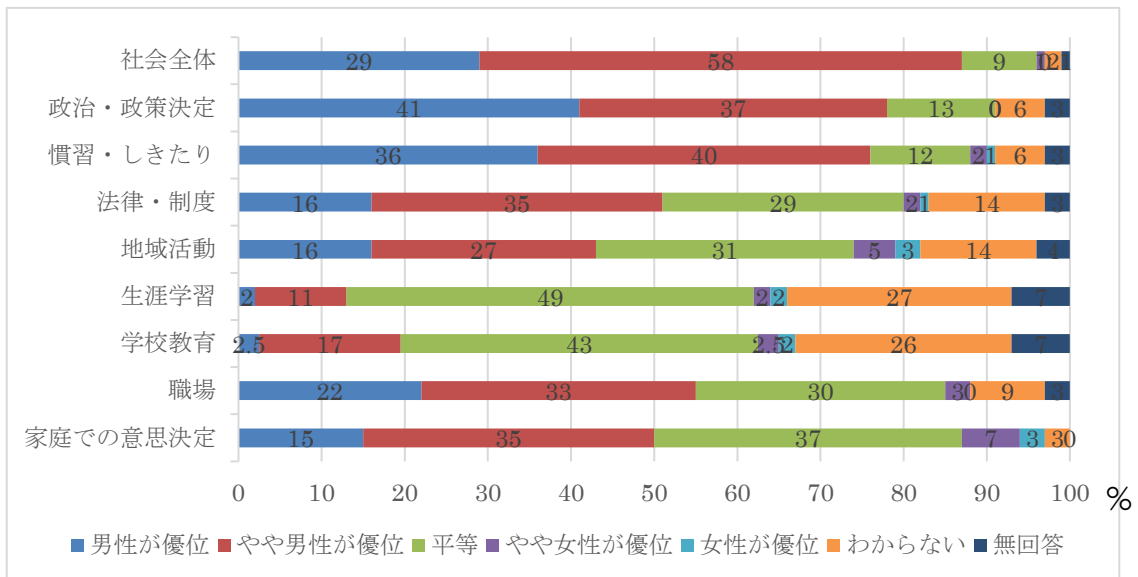
# 10 施策の方向と具体的事業

## ●基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

### ◆現状と課題◆

男女の平等感について、本市では、家庭での意思決定から社会全体として見た場合まで、調査の全ての場面で「男性優位」の割合は「女性優位」割合よりも多く、特に「社会全体」では「男性優位」は87%に達しています。

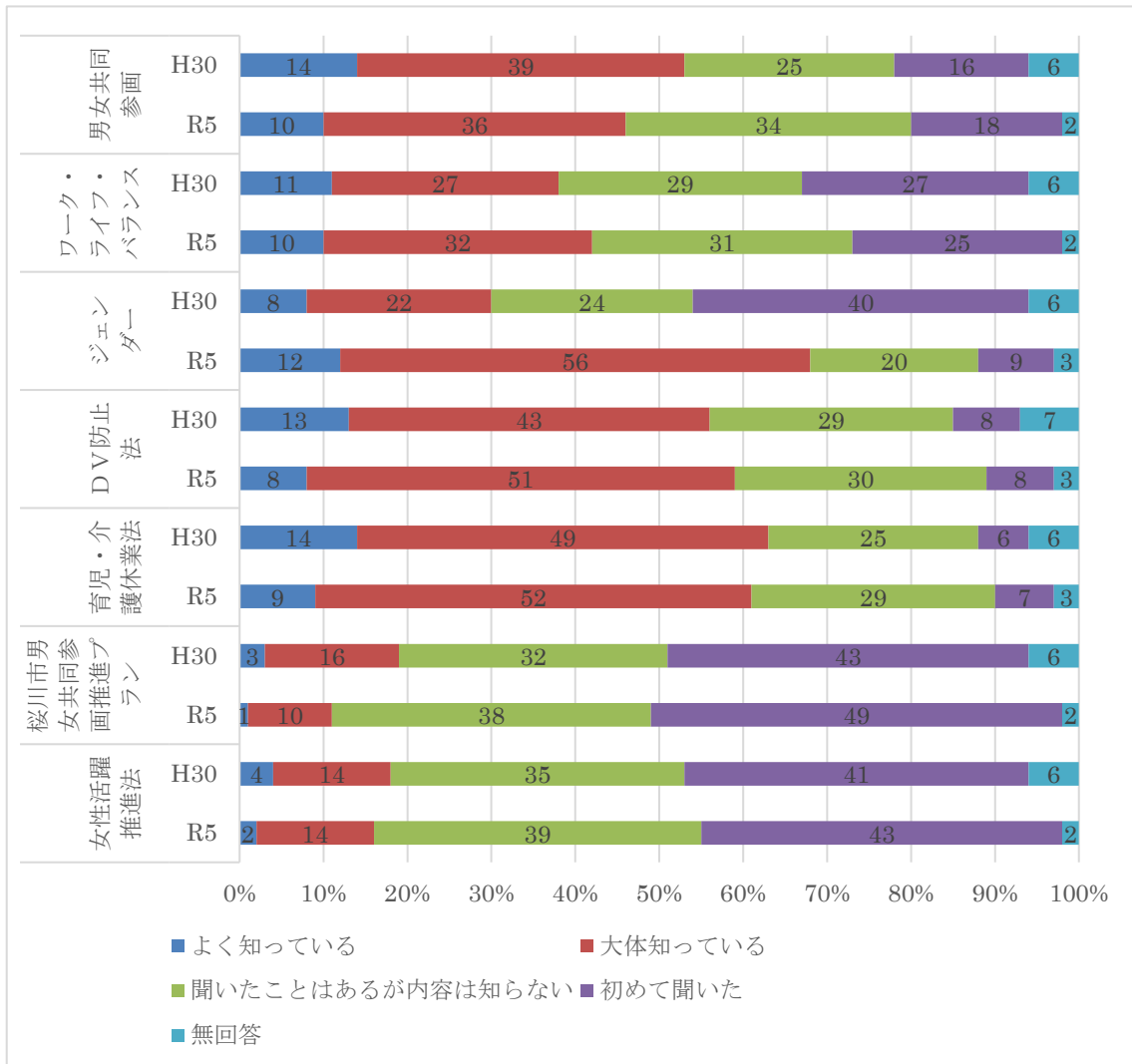
【各分野における男女の地位】



出典：男女共同参画社会に関する住民意識調査(令和5年度)

男女共同参画に関係する言葉の認知度では、「DV防止法」や「育児介護休業法」など6割を超える人が知っているものもある反面、「桜川市男女共同参画推進プラン」は11%、「女性活躍推進法」は16%に留まるなど、認知が進んでいないものも多くあります。

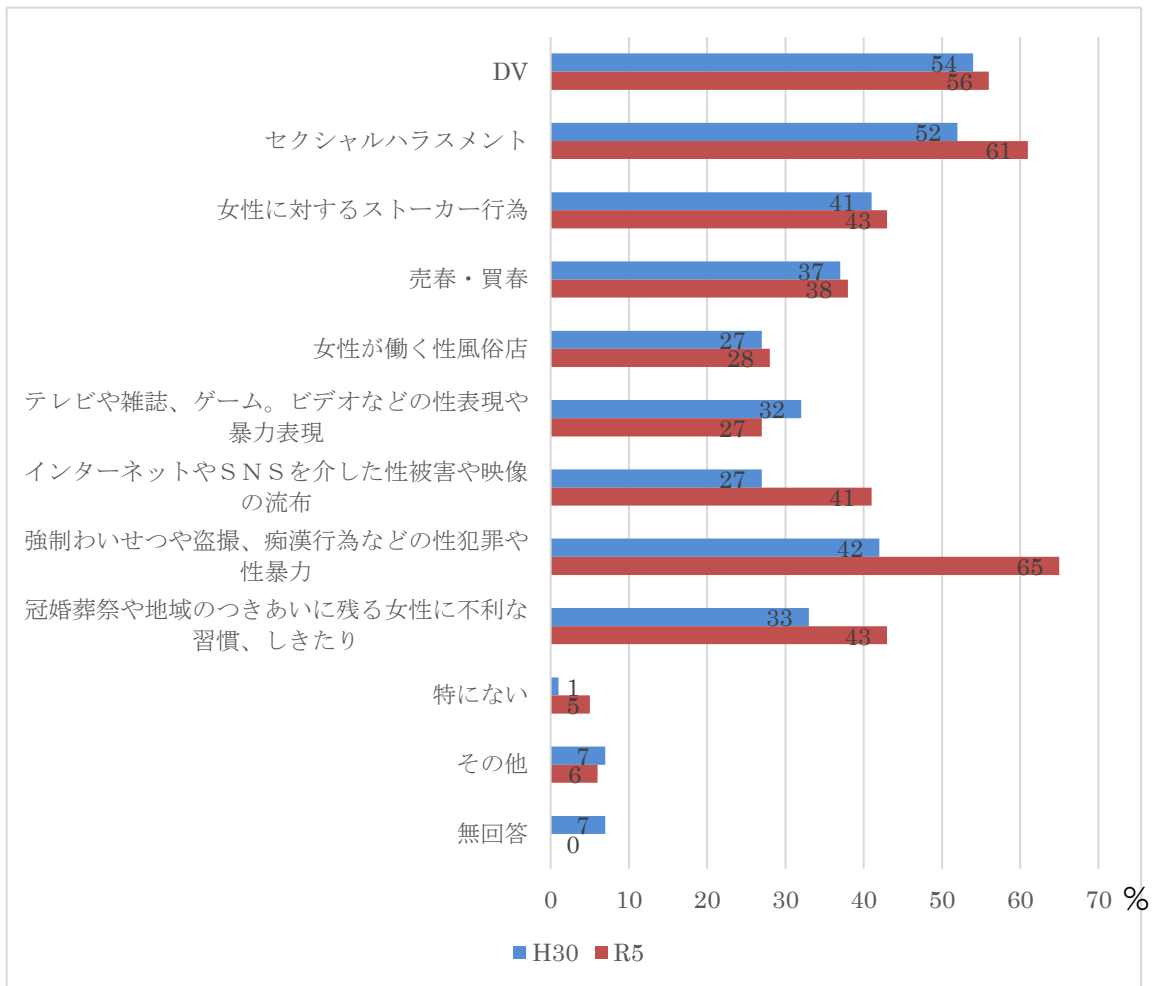
【男女共同参画に関する言葉の周知度】



出典：男女共同参画社会に関する住民意識調査(令和5年度)

人権に関しては、「DV」や「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」は半数を超える人が女性の人権が尊重されていないものとして感じていますが、嫌がらせを受けたとき 18%の人は「誰(どこ)にも相談しなかった」と回答しています。

【女性の人権が尊重されていないと感じるもの】



出典：男女共同参画社会に関する住民意識調査(令和5年度)

基本目標1では、性別による固定的な役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画の理念浸透のため、あらゆる機会や多様な媒体を通じた広報・啓発活動を進めます。



## 主要課題1 男女共同参画の理解の促進

### 施策の方向1 男女共同参画に関する意識啓発

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
1	男女共同参画に関する情報の提供	男女共同参画(女性の権利の保護や推進)ジェンダー平等、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等の情報を提供し、課題や理解の促進を図る。	継続	生活環境課
2	男女共同参画推進員との連携による啓発活動	茨城県が委嘱している男女共同参画推進員との連携を図り、広報・啓発活動を行う。	継続	生活環境課
3	男女共同参画に関する講演会・セミナーの実施	市民の男女共同参画に対する関心を高めるために、講演会・セミナーを開催し、男女共同参画の理解促進を図る。	継続	生活環境課
4	男女共同参画に関する法令、計画等の周知	男女共同参画社会基本法をはじめ、関係法令等の周知や、桜川市男女共同参画推進プランの周知をする。	継続	生活環境課

### 施策の方向2 学校教育における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
5	教育活動における人権教育の実施と実践的活動	各教科や特別活動、その他の教育活動全体を通して、男女平等などの人権を尊重する意識や態度を育てる。また、教育活動の中で男女の特性を踏まえた教育の実践にも努める。	継続	学校教育課 教育指導課
6	教職員への男女共同参画に関する研修等の開催	学校における男女共同参画に関する理解促進のために、教職員の研修の充実を図る。 性に関する教育は児童生徒の心身の	継続	教育指導課 ”

		発達段階を十分に考慮した上で行う		
7	家庭科教育の充実	生活の自立と衣食住および家族と家庭生活に関する学習の充実を図る。	継続	教育指導課
8	講座・教室における男女共同参画の推進	生涯学習の分野で開催される各種講座・教室などにおいて男女共同参画を推進するための啓発を行う。	継続	生涯学習課
9	誰もが教育を受けられることができる環境づくり	家庭の経済的状況等によることなく、すべての児童生徒が安心して必要な教育を受けられるよう支援等を行う。	新規	学校教育課

### 施策の方向3 男女共同参画の視点にたった社会制度・慣行の見直し

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
10	地域・職場等における男女共同参画の視点にたった社会制度・慣行の見直しの意識啓発	性別による固定的な役割分担意識の解消や慣行・しきたり等の見直しのための啓発活動を推進する。	継続	生活環境課

### 施策の方向4 男女共同参画推進条例制定・宣言実施に向けての研究

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
11	男女共同参画推進に関する条例制定及び都市宣言の研究	男女共同参画社会基本法を踏まえ、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市や市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に実施することを定めた条例の制定を研究します。  また、市と市民が一体となり男女共同参画を推進する意識づくりのために、	継続	生活環境課

		男女共同参画推進都市宣言を検討します。		
--	--	---------------------	--	--

## 施策の方向5 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
12	人権尊重の啓発	<p>(広報等での啓発)</p> <p>人権尊重についての広報用ポスターを掲示、周知用パンフレット・チラシなどを配布する。また、市イベント会場で、人権啓発キャンペーンなどを実施し、啓発物の配布などを行う。</p> <p>(講演会での啓発)</p> <p>子ども・障がい者・高齢者を含めた幅広い世代の人権問題を取り入れた講演会やセミナーを開催する。</p>	継続	市民課          生涯学習課

## 主要課題2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

### 施策の方向1 ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
13	ドメスティック・バイオレンス防止に関する啓発活動の実施	人権侵害であるドメスティック・バイオレンス防止に取り組むための広報・啓発活動を行う。	継続	生活環境課

## 施策の方向2 セクシャル・バイレンス防止対策の推進

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
14	セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発活動の実施	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発活動を行う。	継続	生活環境課

## 施策の方向3 相談体制の整備

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
15	家庭相談事業	家庭における人間関係（ドメスティック・バイオレンスを含む）及び児童の養育等の相談・指導を実施する。	継続	児童福祉課
16	人権相談の実施	<p>（定期相談所の開設）</p> <p>定期的に相談所を開設し、相談にあたる。</p> <p>相談所は、真壁地区に年4回（4月、8月、10月、2月）開設し、身近に相談できる体制をつくる。</p> <p>（特設相談所の開設）</p> <p>人権擁護委員の日、人権週間を中心に開設し相談にあたる。相談所は岩瀬、大和地区にそれぞれ年2回（6月、12月）開設し、身近に相談できる体制を作る。</p> <p>（人権擁護委員の活動支援）</p> <p>人権擁護委員の職務が適正かつ円滑に処理することができるようにするため、研修会・協議会など学習の場を提供する。また、活動を積極的に支援・協力する。</p>	継続	市民課

### 主要課題3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

#### 施策の方向1 女性の政治や行政への参画意識の向上促進

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
17	市政への参画意識の啓発	女性が市政への関心を深め、政策・方針決定の場への参画意識を高める。	継続	生活環境課
18	女性管理職の登用の促進	管理職への登用に必要な能力・意識をもつ女性職員の育成を図り、女性管理職の登用を促進する。	新規	職員課

#### 施策の方向2 審議会・委員会への女性の登用

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
19	審議会・委員会への女性委員の登用促進	市の政策・方針決定の場への参画を拡大するため、審議会・委員会などの女性委員構成割合30%以上を目標とし、女性の登用を促進する。	継続	全庁

#### 施策の方向3 職場・地域社会・団体における女性の参画促進

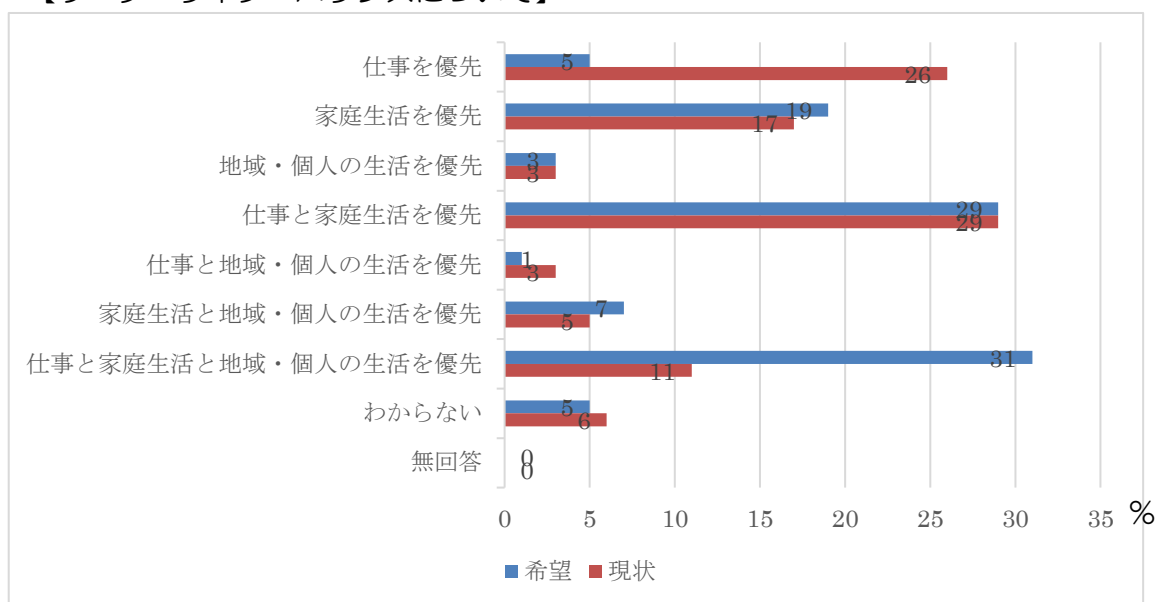
番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
20	地域活動などの方針決定の場への参画促進	自治会やPTA、ボランティア活動などの地域活動の組織・団体等の方針決定の場へ女性の参画を促進する。	継続	生活環境課

## ●基本目標2 あらゆる分野への女性活躍の推進

### ◆現状と課題◆

生活の中で、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」のいずれも大切にしたいと31%の人は思いながら、実際に現実にできている人は、その半数に満たない11%の人しかおらず、多くの人は「仕事」を優先する生活となっています。

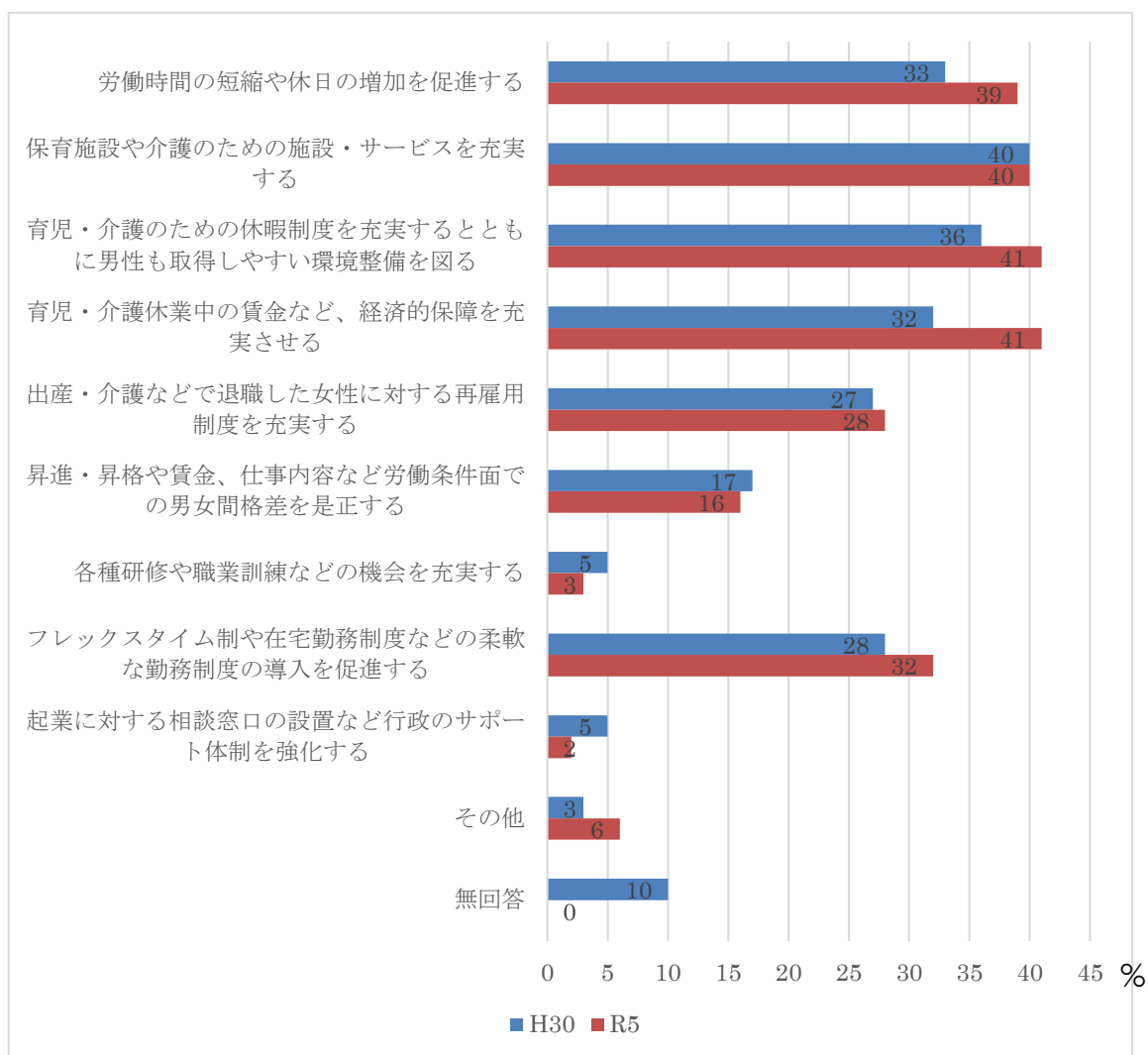
【ワーク・ライフ・バランスについて】



出典：男女共同参画社会に関する住民意識調査(令和5年度)

あらゆる分野で女性が活躍するためには、仕事と生活の調和が保たなければなりません。そのために、基本目標2では、男性中心型の労働慣行を変革し、職場生活と家庭生活が無理なく両立できるよう、意識の啓発や具体的な子育て支援策の充実等を図ります。更に、起業や再就職に向けた支援や多様な働き方を可能にする環境の整備に努めます。

【誰もが働きやすい社会にするために必要だと思うこと（3つまで選択）】



出典：男女共同参画社会に関する住民意識調査(令和5年度)

## 主要課題 1 男性中心型労働慣行等の変革と女性活躍の推進

### 施策の方向 1 男性型の働き方等の改革

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
21	働き方の見直しへ向けた情報提供と理解促進	茨城労働局や県と連携し、市内の事業所に対し、働き方の見直しに関する国の取組や支援策等の情報提供を行い、働き方の見直しの必要性について理解の深化を促す。	継続	商工観光課

### 施策の方向 2 男性の男女共同参画に関する理解の促進

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
22	職場におけるハラスメント防止に関する周知	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に関することや、男女の雇用機会に関すること、育児・介護休業法に関することなど、性差によって生じる職場環境の不均衡を無くするための啓発・広報を行う。	継続	商工観光課

### 施策の方向 3 性別による固定的役割分担意識の解消

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
23	地域・職場等における男女共同参画の視点にたった社会制度・慣行の見直しの意識啓発	性別による固定的な役割分担意識の解消や慣行・しきたり等の見直しのための啓発活動を推進する。	継続	生活環境課



## 主要課題2 雇用の場における男女平等の確保

### 施策の方向1 雇用の場における男女の機会均等の徹底

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
24	雇用に関する関係法令の周知	茨城労働局やハローワークと連携し、事業所に対して労働関係法令の趣旨・内容の周知に努め、男女格差の是正に努める。	継続	商工観光課

### 施策の方向2 主体的に経営参画する女性の育成

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
25	女性の人材育成セミナーの情報提供	管理職への積極的登用に向けて、就業意識の向上やキャリアアップを目的としたセミナー等の情報提供を行う。	継続	生活環境課
26	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及啓発	女性の能力が十分に発揮できるようにするため、ポジティブ・アクションとして男女共同参画に関する情報提供を行う。	継続	生活環境課

### 施策の方向3 能力苦情・発揮促進のための支援

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
27	高等職業訓練促進給付金等支給事業	20歳に満たない子を扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するため、養成機関などで1年以上修学する場合に給付金を支給する。	継続	児童福祉課

### 主要課題3 職場生活と家庭生活の両立支援

#### 施策の方向1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の整備

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
28	家庭責任の分担に関する啓発の推進	男女が仕事をしながら家事や育児などを分担する重要性を認識するための広報・啓発を推進する。	継続	生活環境課
29	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供・情報発信	茨城労働局や県と連携し、市内の事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供する。また、市内事業所における先進的取組等に関して、市報等による情報発信を行う。	継続	商工観光課 生活環境課
30	男性の育児休業等の制度の周知と取得促進	職員が育児等に積極的に参画できるよう、育児休業等の制度周知を行い、取得を促進する。	新規	職員課

#### 施策の方向2 子育て支援策の充実

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
31	延長保育の充実	保護者の就労形態の多様化による通常開所時間外保育の要望に応え、延長保育の充実を図る	継続	児童福祉課
32	一時保育の充実	保護者の労働、職業訓練、就学、疾病、入院、冠婚葬祭などの理由により、一時的に保育が必要な児童を保育所で預かる。	継続	児童福祉課
33	学童クラブの充実	放課後、就労等の理由で保護者が不在となる小学生を対象に遊びや生活の場を提供し児童の健全育成を図る。	継続	児童福祉課

34	小児・ひとり親医療費の助成	子育て家庭の経済的負担軽減のため、県の医療福祉費助成制度や市独自制度により、小児及びひとり親に対して医療費の自己負担金の一部を助成する	新規	国保年金課
35	未熟児養育医療	身体の発達が未熟なまま生まれた赤ちゃんが指定医療機関入院の場合、医療費の自己負担金の一部を公費で助成する	新規	国保年金課
36	ブックスタートの実施	4～6カ月児の育児相談時に絵本への親しみをもつきっかけになるよう、ボランティアの協力により1組ずつの親子に対し、絵本の読み聞かせをし、ブックスタートパックを配布する事業を実施する。	新規	生涯学習課

### 施策の方向3 夫婦が共に責任を担う家庭生活の実現

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
37	男女共同参画に関する講演会・フォーラムの実施による役割分担意識の解消	市民の男女共同参画に対する意識を高めるために講演会などを開催し、性別による役割分担意識の解消に向けた啓発を行う。	継続	生活環境課
38	「家庭の日」の普及啓発	家庭の日の普及啓発を図り、家族や家庭の役割分担・子育て等について考える機会を提供する。	継続	生涯学習課

## 主要課題4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

### 施策の方向1 男女が共に参画する地域活動の推進

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
39	地域活動における男女共同参画の推	地域活動における様々な交流機会に女性の参加を促進するための情報を提供	継続	生活環境課

	進	する。		
40	地域福祉の推進	<p>地域で活動している団体等の情報を提供し、ボランティア活動等への意識を高め、参画を推進する。</p> <p>少子高齢化が進展する状況下、地域福祉の拠点となる社会福祉協議会が主体的に、訪問介護員養成研修を開催し有資格者を養成する。また、小中学生を対象に体験事業をとり入れたボランティア教室を開催する等により、若い世代のボランティア活動に対する意識を高める。</p>	継続	社会福祉課

## 主要課題5 多様な働き方への支援

### 施策の方向1 多様な働き方を可能にする就業条件の整備

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
41	雇用環境及び就労環境の整備に関する普及・啓発の推進	県と連携し、性別による雇用条件等による格差解消や、長時間労働の抑制、テレワークや時差出勤など、多様な働き方を普及・啓発する。	継続	商工観光課

### 施策の方向2 起業・再就職に対する支援

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
42	再就職及び起業家及び経営者の支援に関する情報及び制度の周知・利用の促進	企業経営者に対する支援制度に関する情報・制度の周知等を行うことにより、女性の起業や経営者を支援するとともに育児や介護による中途退職者の再就職を支援する。	継続	商工観光課

**施策の方向3****農業・商工業などの自営業における働きやすい環境の整備**

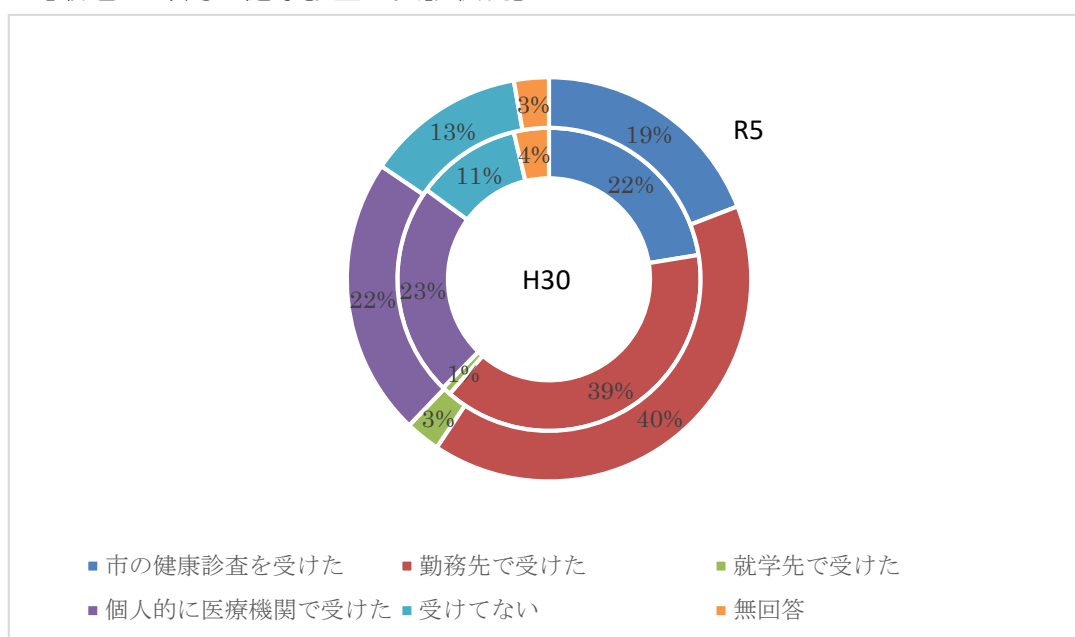
番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
43	家族経営協定の推進	農業分野における男女共同参画社会を目指し、家族経営協定を推進します。	継続	農林課

## ●基本目標 3 健康で安全・安心な暮らしの実現

### ◆現状と課題◆

男女がいきいきとした暮らしを続けるためには、心身の健康が欠かせず、そのためには、性別やライフステージに応じた健康管理が重要となりますが、健康診断を受けていないと回答した人が1割以上おり、その3割が仕事や介護で時間がとれなかったと理由に挙げるなど、仕事と生活のバランスの崩れが、健診の受診率にも影響している実態があります。

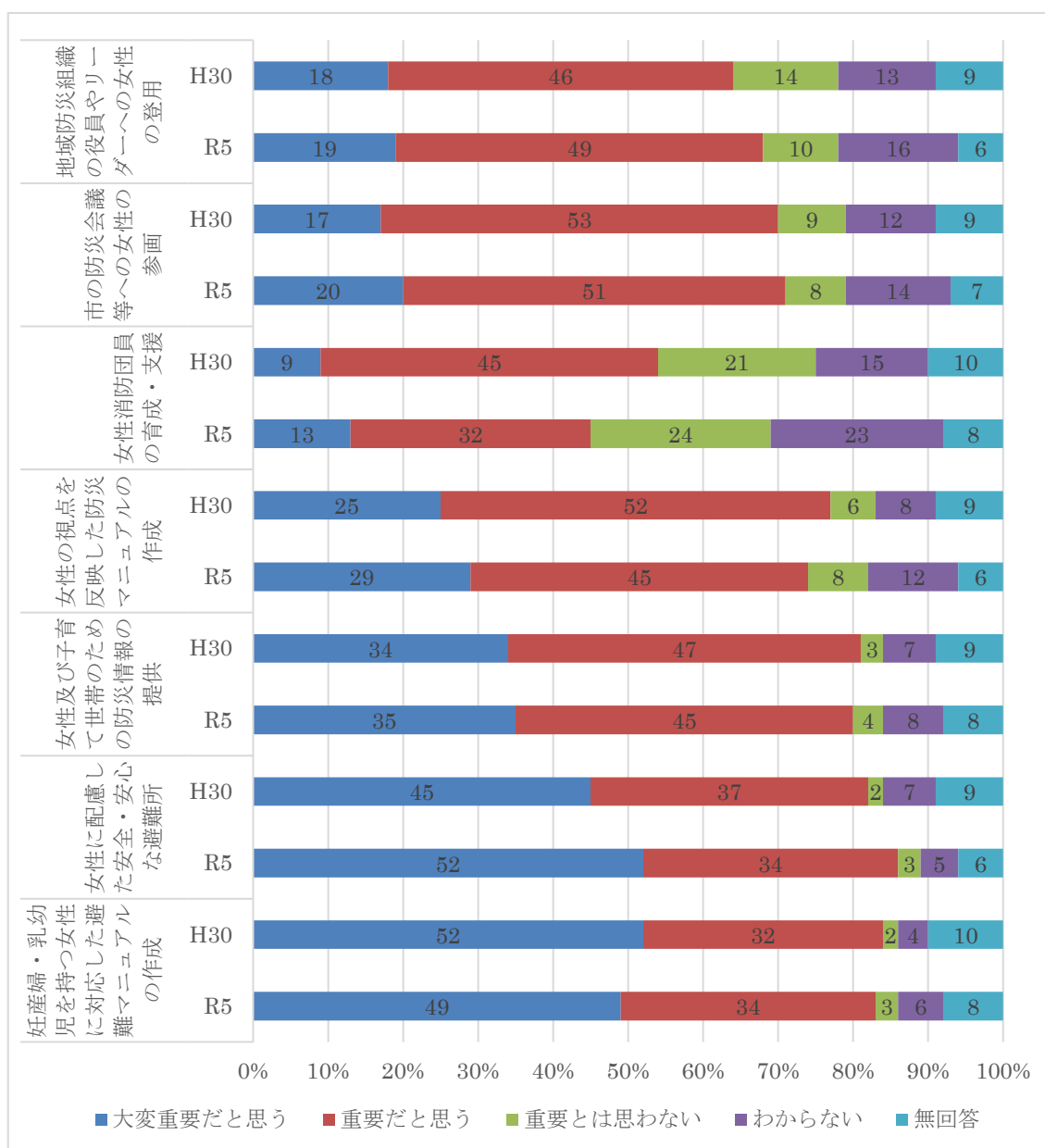
【最近1年間の健康診査の受診状況】



出典：男女共同参画社会に関する住民意識調査(令和5年度)

また近年、大きな自然災害が国内各地で増えていますが、そうしたときに困難に陥りやすい女性や子ども、高齢者や障がい者などの「災害弱者」を念頭においた日頃からの備えが重要となっています。

## 【女性の視点にたった防災対策】



出典：男女共同参画社会に関する住民意識調査(令和5年度)

そうしたことから、基本目標3では、市民の健康づくりへの支援や母子保健サービスの充実に努めるとともに、生活上の困難に直面しがちな人の自立支援につながる施策を推進します。更に、女性に配慮した避難所の整備や防災対策に男女両方の視点に立った防災体制づくりをし、災害弱者へのきめ細かな支援が可能となるよう努めていきます。

## 主要課題 1 生涯を通じた女性の健康支援

### 施策の方向 1 心身の健康保持・増進への支援

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
44	ヘルスリテラシー向上と健康づくりの推進および、疾病予防とパーソナルヘルスレコードの活用	健康相談や健康教室の開催によりヘルスリテラシー向上の促進をする。また、疾病（感染症）の予防対策を推進すると共にパーソナルヘルスコードの利活用を推進する。	新規	健康推進課
45	特定健診やがん検診の受診機会の拡大と精密検査者への受診勧奨および、メンタルケアの充実	特定健診やがん検診の受診を拡充し、特定保健指導や精密検診者に受診勧奨をする。また、こころの健康相談窓口を設置し、メンタルケアの充実を図る。	新規	健康推進課

### 施策の方向 2 母子保健サービスの充実

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
46	健診や家庭訪問体制の充実、ICTを用いた子育てと療育支援の推進	妊娠、出産、子育てまで切れ目のない子育て支援体制の充実を図るために、妊婦・乳幼児健康診査や育児相談、家庭訪問等の実施や、ICTを活用したオンライン面接などの相談支援等を推進する。また、育児相談や訪問など個別の支援を行うことで、育児の孤立や虐待防止、療育支援の充実を推進する。	新規	健康推進課
47	妊産婦医療費の助成	妊産婦の経済的負担軽減のため、県の医療福祉費助成制度や市独自制度により、医療費の自己負担金の一部を助成する	新規	国保年金課



48	子育て世代包括支援センターを軸とした関係機関との協力と地域支援体制の整備	子育て世代包括支援センターを中心にマタニティクラスを夫婦を対象に実施し、関係機関や他職種との連携を強化することで、地域支援体制を整備する。	新規	健康推進課
----	--------------------------------------	---	----	-------

## 主要課題2 子どもが健やかに育つ環境整備

### 施策の方向1 子どもが健やかに育つ生活環境の整備

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
49	プレコンセプションケアの推進として、思春期における健康支援や妊娠知識の啓蒙	プレコンセプション（受胎前）ケアからメンタルケアも含めた包括的な女性の健康づくり支援体制の構築を図る。	新規	健康推進課
50	子育て支援センターの充実	子育て親子の交流の場の提供と、子育て等に関する情報提供や相談など子育てを支援する。	継続	児童福祉課
51	青少年のスポーツ・レクリエーションへの参加促進	青少年の健全育成の観点から、青少年対象のスポーツ教室・大会を開催し、青少年の健全育成を図る。	継続	スポーツ振興課
52	子育て環境の充実	子育て世代などが、出会いの場として気軽に利用しやすい、安全安心な公園や施設の環境整備の充実を図る。	継続	都市整備課

### 施策の方向2 児童虐待防止の推進

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
53	児童虐待防止事業	児童虐待の通報・相談のあった家庭への対応や関係機関の連携強化などによる防止・支援策の実施を行う。	継続	児童福祉課 健康推進課

### 施策の方向3 子どもに関する相談支援体制の整備

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
54	児童生徒に対する教育相談の実施	スクールカウンセラーの派遣や適応指導教室での教育相談などを行うことで、児童生徒の心のケアや虐待の早期発見・防止に努める。また、それに関連して、児童相談所や警察、保健所など関係機関との連携強化を図る。	継続	教育指導課
55	桜川市家庭児童相談室の運営	子育てに関する悩みや、学校生活における心配事等、18歳未満のお子さんとそのご家族に関する様々な問題について相談に応じる。	継続	児童福祉課
56	訪問型家庭教育支援事業（ファミリー・チャージ）による保護者への相談支援	地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」が中心となり、訪問型家庭教育支援員が子育てに不安や悩みを抱えた家族と面談を行うなどの家庭教育支援を行う。	新規	生涯学習課

### 主要課題3 貧困、高齢者、障がい者に対する自立支援

#### 施策の方向1 生活上で困難に直面する女性への支援

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
57	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前のセーフティネットとして、生活に困窮する方からの相談を受け、自立に向けた支援を行う。	継続	社会福祉課

## 施策の方向2 障がいのある人に対する支援

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
58	障がい者相談支援事業	障がい者や、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う。	継続	社会福祉課
59	障がい者の自立と社会参加	地域活動支援センター事業を通し、障がい者の創作的活動又は、生産活動の機会の提供、社会との交流などの促進の便宜を供与し、地域生活支援の充実を図る。 障がい者の就業や雇用促進のための就職情報の提供の充実を図る。	継続	社会福祉課
60	障害者医療費の助成	障害者の経済的負担軽減のため、県の医療福祉費助成制度や市独自制度により、医療費の自己負担金を助成する	新規	国保年金課

## 施策の方向3 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
61	ふれあい生きいきサロン事業の推進	地域の公民館や集会場を利用し、ボランティア等の協力を得ながら、健康体操や健康相談などを行い、高齢者の介護予防や閉じこもりを防止させ、地域社会で自立した生活が送れるように支援する。	継続	高齢福祉課
62	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	おおむね65歳以上の高齢者が豊かな経験・知識・技能を生かし、生きがいを促進し、孤立感を解消するために趣味講座、教養講座等を実施する。	継続	高齢福祉課

63	総合相談事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、どのような支援が必要か把握し、適切な保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図りながら、相談支援を行う。	継続	高齢福祉課
64	権利擁護事業	高齢者への虐待や消費者被害をはじめ、権利侵害を被る状況にある高齢者を早期に発見し、専門的・継続的な視点から必要な支援を行う。	継続	高齢福祉課
65	家族介護者交流事業	在宅で高齢者を介護している家族に対し、一時的に日常の介護から解放することにより、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減、及び孤立感の解消を図るため、介護者相互の交流・情報交換の場を提供する。	継続	高齢福祉課

#### 施策の方向4

#### ひとり暮らしの高齢者・ひとり親の家庭等に対する支援

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
66	民生委員児童委員による見守り・相談支援体制の充実	ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の見守り活動及び子育てや生活の悩みに関する相談等を受ける民生委員児童委員活動を支援する。	継続	社会福祉課
67	ひとり親家庭等入学祝金支給事業	桜川市に住所を有するひとり親家庭等のお子さんで、4月から中学校または高等学校に入学するお子さんを対象に、入学祝金を支給する。	継続	児童福祉課
68	小児・ひとり親医療費の助成	子育て家庭の経済的負担軽減のため、県の医療福祉費助成制度や市独自制度により、小児及びひとり親に対して医療費の自己負担金の一部を助成する	新規	国保年金課

69	高齢者あんしん通報システム事業	75歳以上のひとり暮らし高齢者の急変時に、専用のシステム機器により通報をいただくことで、24時間体制で専門的知識を有するオペレーターが対応し、高齢者の速やかな支援につなげる。	新規	高齢福祉課
----	-----------------	---	----	-------

## 主要課題4 男女共同参画の視点にたった防災・復興体制の確立

### 施策の方向1 防災分野における男女共同参画の推進

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
70	女性の視点を取り入れた防災計画の策定	災害発生時における女性のニーズにも対応できるよう、女性の視点も生かした防災計画・防災体制づくり及び防災リーダーの育成を促進する。	継続	防災課
71	女性の視点を取り入れた防災備蓄品の確保	女性や子ども、障がい者などに配慮した防災備蓄品の確保を進める。	継続	防災課
72	防災訓練への女性の参加促進	市等が実施する防災訓練への女性の参加を促進する。	継続	防災課
73	多言語による防災対策	多言語による防災ハンドブックを作成し、日本語を母国語としない人たちに対する防災対策を強化する。	継続	防災課 企画課

### 施策の方向2 復興における男女共同参画の推進

番号	事業名	具体的内容	区分	担当課
74	女性の視点を取り入れた避難所の運営	災害発生時に設置される避難所が、母子や高齢者、障がい者などに十分配慮されたものとなるよう、避難所や復興の本部への女性の参画を促進します。	継続	防災課 社会福祉課 高齢福祉課

---

資料

---

## 1. 後期実施計画策定スケジュールについて

年 月	日	内 容
令和5年 5月	1日	・令和4年度実績評価
6月	4日	・住民アンケート発送
7月		・住民アンケート集計
8月		・住民アンケート報告書作成
9月	5日	・ワーキングチーム推薦
	13日	・ワーキングチームによる前期具体的事業の見直し及び後期具体的事業の提案
	13日	・男女共同参画プラン策定委員推薦
	15日	・公募策定委員募集
10月		・後期具体的事業の取りまとめ
11月	2日	・第1回男女共同参画プラン策定委員会 ・後期実施計画書(案)作成
12月	14日	・第2回男女共同参画プラン策定委員会
	26日	・パブリックコメント庁議申請
令和6年 1月	9日	・パブリックコメント
2月	19日	・第3回男女共同参画プラン策定委員会
	27日	・庁内推進会議へ後期実施計画(案)提出・協議 ・後期実施計画決定

## 2. 桜川市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向け、計画的かつ総合的に施策を推進するため、桜川市男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画推進プランの策定に関する事。
- (2) 男女共同参画推進プランの進行管理に関する事。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会代表
- (2) 識見者
- (3) 各種団体等の代表
- (4) 副市長
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 前条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を運営し、総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(平20訓令8・平24訓令6・令2訓令4・一部改正)

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年訓令第8号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年訓令第6号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年訓令第4号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

### 3. 桜川市男女共同参画プラン策定委員会委員公募実施要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、桜川市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱（平成19年桜川市訓令第9号）第3条第2項第5号に規定する委員の市民公募について、必要な事項を定めるものとする。

(公募人員)

第2条 公募により選任する委員の数は、5人以内とする。

(申込者の資格)

第3条 委員の公募に申し込むことができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 原則として申込時の年齢が満20歳以上の者
- (2) 本市に引き続き1年以上住所を有している者
- (3) 本市の審議会等の委員となっていない者
- (4) 本市の職員又は市議会議員でない者

(公募方法等)

第4条 委員の公募に当たっては、次の掲げる事項について広報紙その他広報媒体を利用する等の方法により広く周知を行うものとする。

- (1) 申込者の資格
- (2) 公募人数
- (3) 選任の時期及び任期
- (4) 申込方法及び申込期限
- (5) 選考方法
- (6) 問い合わせ先
- (7) その他必要と認める事項

(申込方法)

第5条 委員の公募に申込みをしようとする者は、公募申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(選考の方法)

第6条 委員の選考は、書類選考により行う。ただし、必要があると認めるときは、面接選考を行うことができる。

2 市長は、選考の結果を応募した者に通知するものとする。

(特例)

第7条 公募の結果、公募しようとする人数に満たなかった場合は、公募によらないで委員を選考することができる。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する

#### 4. 男女共同参画プラン策定委員名簿

	役 職	氏 名
1	市議会代表	林 悦子
2	茨城県男女共同参画推進委員	宇佐美 恵子
3	茨城県男女共同参画推進委員	大関 美智子
4	茨城県男女共同参画推進委員	谷口 典枝
5	民生委員児童委員協議会	飯島 節子
6	常陽銀行 岩瀬支店	伊藤 昭彦
7	真壁医師会 桜川支部	加納 恵
8	桜川市くらしの会	久能 恵美子
9	桜川市校長会	齋藤 守一
10	桜川市商工会青年部	酒寄 賢
11	桜川市認定農業者連絡協議会	田口 毅一
12	桜川市子育てネットワーク委員会	田山 さおり
13	桜川市PTA 連絡協議会	塙 絵美
14	副市長	石川 武彦

## 5. 桜川市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会実現に向け、計画的かつ総合的に施策を推進するため桜川市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画推進プランの策定に関すること。
- (2) 男女共同参画推進プランに関する施策の総合調整及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長には市長、副会長には副市長及び教育長を充てる。

3 委員には、次の各号に掲げる者を充てる。

- (1) 市長公室長
- (2) 総務部長
- (3) 総合戦略部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 保健福祉部長
- (6) 経済部長
- (7) 建設部長
- (8) 上下水道部長
- (9) 教育部長
- (10) 議会事務局長
- (11) 会計管理者
- (12) その他市職員のうち会長が指名する次長職、課長職の職員

4 会長は、推進会議の会務を総括し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平20訓令8・平21訓令12・平24訓令6・平29訓令1・一部改正)

(会議の開催)

第4条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、開催するものとする。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第5条 第2条に規定する事項を調査研究させるため、ワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームの構成員は、各課（別表）より1人選出するものとする。
- 3 ワーキングチームに委員長1人、副委員長1人を委員のうちから互選により定める。
- 4 委員長は、会議を招集し、会議における調査、検討等の経過及び結果を推進会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民生活部生活環境課において行う。

(平20訓令8・平24訓令6・令2訓令4・一部改正)

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第8号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年訓令第6号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第5号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第12号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第1号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年訓令第7号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第4号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

#### 別表（第5条関係）

（平25訓令5・全改、平27訓令5・平28訓令12・平29訓令1・平31訓令7・令2訓令2・令2訓令4・令2訓令12・令5訓令11・一部改正）

市長公室	4	秘書広報課、企画課、職員課、公共施設建設課
総務部	8	総務課、財政課、税務課、収税課、防災課、大和庁舎総合窓口課、岩瀬舎総合窓口課、真壁庁舎総合窓口課
総合戦略部	2	ヤマザクラ課、地域開発課
市民生活部	3	市民課、国保年金課、生活環境課
保健福祉部	6	社会福祉課、児童福祉課、やまと認定こども園、高齢福祉課、介護保険課、健康推進課
経済部	2	農林課、商工観光課
建設部	2	建設課、都市整備課
上下水道部	2	下水道課、水道課
会計課	1	会計課
教育委員会	6	学校教育課、教育指導課、生涯学習課、スポーツ振興課、文化財課 学校給食センター
議会事務局	1	議会事務局
農業委員会	1	農業委員会事務局

## 6. 男女共同参画ワーキングチーム名簿

部	課	役職	氏名
市長公室	秘書広報課	係 長	安田 哲也
	企画課	課長補佐	仁平 富子
	職員課	係 長	石川 久美子
	公共施設建設課	課長補佐	大場 昌己
総務部	総務課	課長補佐	保坂 理恵
	財政課	課長補佐	長島 幸男
	税務課	課長補佐	安達 茂義
	収税課	課長補佐	齊藤 ひろみ
	防災課	課長補佐	荻原 由紀恵
	大和庁舎総合窓口課	課長補佐	小松崎 エミ
	岩瀬庁舎総合窓口課	副 参 事	高久 正喜
	真壁庁舎総合窓口課	係 長	小林 大輔
総合戦略部	ヤマザクラ課	課長補佐	木村 友美
	地域開発課	係 長	関本 崇志
会 計	会計課	課長補佐	坪井 さとみ
建設部	建設課	課長補佐	渡邊 正人
	都市整備課	課長補佐	大武 妙子
市民生活部	市民課	室 長	田山 嘉彦
	国保年金課	課長補佐	古宇田 みゆき
	生活環境課	課長補佐	谷嶋 純子
保健福祉部	社会福祉課	課長補佐	小林 賢一
	児童福祉課	係 長	一木 由美
	高齢福祉課	係 長	大羽 悠太
	介護保険課	課長補佐	齋藤 純子



	健康推進課	係 長	金内 悦子
	やまと認定こども園	副 園 長	渡辺 朝子
議会事務局	議会事務局	課長補佐	高庭 美代子
経済部	農林課	係 長	梅宮 正樹
	商工観光課	係 長	岡野 亮子
農業委員会	農業委員会	局長補佐	貝藤 百合子
上下水道部	下水道課	主 幹	大羽 恵実
	水道課	課長補佐	近納 裕政
教育委員会	学校教育課	課長補佐	廣澤 裕美
	教育指導課	係 長	舘 翔子
	桜川市学校給食センター	所長補佐	杉山 明子
	生涯学習課	課長補佐	中島 崇教
	文化財課	副 参 事	宇留野 主税
	スポーツ振興課	課長補佐	雨谷 泰典

## 第2次桜川市男女共同参画推進プラン後期実施計画

■発行日 令和6年3月

■発行者 桜川市

■編集 桜川市市民生活部生活環境課

〒309-1292

茨城県桜川市岩瀬64番地2

TEL：(0296) 75-3111 (代表) FAX：(0296) 75-3021